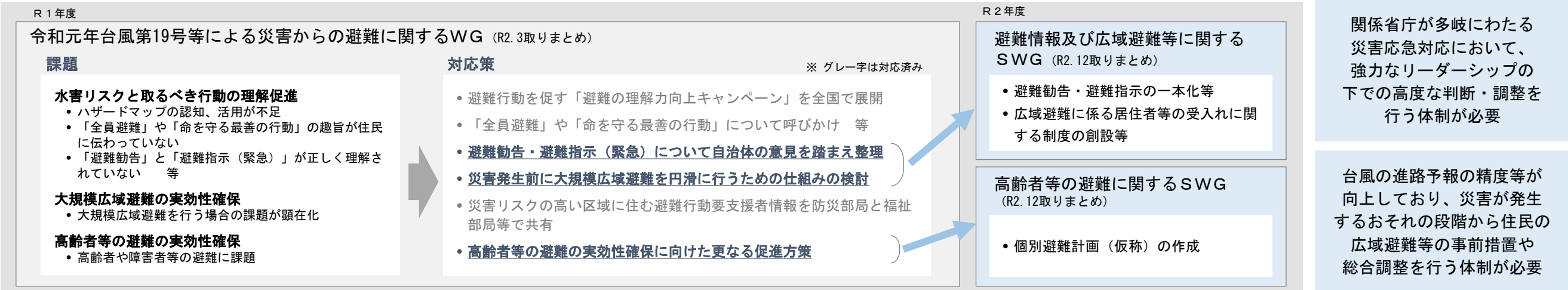


# 激甚化・頻発化する災害への対応強化について

## 背景

### 令和元年東日本台風等の災害対応の検証



## 対応の方向性

### (1) 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

#### 1 避難勧告・避難指示の一本化等

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

##### ▶ 新たな警戒レベルの一覧表

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報	参考(現行)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1	災害発生情報(発生を確認したときに発令)
<警戒レベル4までに必ず避難!>				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

#### 2 個別避難計画（仮称）の作成

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

(任意の取組として計画の作成が完了している市町村:約12%  
 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村:約50%)



▲避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

### 3 災害が発生するおそれがある段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する制度の創設等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための制度等を創設。

### (2) 災害対策の実施体制の強化

- 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
- 国務大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置※
- ※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置
- 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加
- 内閣府における防災担当大臣の必置化
- 非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

#### ▶ 災害対策本部の見直し



▲大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ



▲令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部会議

通常国会への災害対策基本法等の改正案提出を目指すとともに、防災基本計画や地域防災計画の見直し等も進め、国と地方が連携して災害対応の強化を図る